

特別障がい者手当

◇制度の概要

特別障がい者手当は、著しく重度の障がいを有する方の福祉の増進を目的として支給されるもので、その重度の障がいによって生ずる特別な負担を軽減することに役立ててもらおうとするものです。

◇手当の月額

手当は福祉事務所長の認定を受けると認定請求をした月の翌月分から支給され、２月・５月・８月・１１月の１０日（年４回）に支払月の前月分までが口座（受給者本人名義）へ支払われます。

手当額 月額 ２８，８４０円（Ｒ６．４～）

◇受給できる人

特別障がい者手当は在宅で生活し、著しく重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする２０歳以上の方（以下「特別障がい者」という。）に対して支払われます。

特別障がい者とは次のアからエまでの一つに該当する方です。

- ア 別表１①から⑦までに規定する身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がいがあるが２つ以上存する方
- イ 別表１①から⑦までに規定する身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がいがあるが１つ存し、かつ、それ以外の国民年金の２級程度の障がい（別表２）があるが２つ存し、あわせて３つの障がいがある方
- ウ 別表１③から⑤までに規定する身体の機能の障がいがあるが１つ存し、それが特に重度であるため、日常生活動作能力の評価が極めて重度であると認められる方
- エ 別表１⑥から⑦に規定する病状又は精神の障がいがあるが１つ存し、その状態が絶対安静又は精神の障がいにあつては日常生活能力の評価が極めて重度であると認められる方

別表 1

- ① 両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの、又は一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
- ② 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
- ③ 両上肢の機能に著しい障がいをするもの又は両上肢の全ての指を欠くもの若しくは両上肢の全ての指の機能に著しい障がいをするもの
- ④ 両下肢の機能に著しい障がいをするもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
- ⑤ 体幹の機能に座っていることが出来ない程度又は立ち上がることができない程度の障がいをするもの
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、身体機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- ⑦ 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

別表 2

- ① 両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの又は 1 眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
- ② 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
- ③ 平衡機能に極めて著しい障がいをするもの
- ④ そしゃく機能を失ったもの
- ⑤ 音声又は言語機能を失ったもの
- ⑥ 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
- ⑦ 一上肢の機能に著しい障がいをするもの又は一上肢の全ての指を欠くもの若しくは一上肢の全ての指の機能を全廃したもの
- ⑧ 一下肢の機能を全廃したもの又は一下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くもの
- ⑧ 体幹の機能に歩くことができない程度の障がいをするもの
- ⑨ 前各号に掲げるもののほか、身体機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- ⑪ 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

所得制限

手当を受ける本人もしくは配偶者、又は扶養義務者の前年の所得が一定の額（所得制限表参照）を超えるとときは、一定期間手当支給を停止します。

受給資格のない方

次のようなときは、手当を受給する資格はありません。

- ◆障害者支援施設その他これに類する施設に入所されているとき
- ◆病院又は診療所（介護老人保健施設を含む）に継続して3か月を超えて入院されているとき。

◇申請の手続き（申請書類・診断書は市障がい福祉課窓口にあります。）

- (1) 特別障がい者手当認定請求書（規則様式第5号）
- (2) 受給資格者にかかる医師の診断書（規則様式第6号）
- (3) 特別障がい者手当所得状況届（規則様式7号）
- (4) 公的年金等を受給している場合、証書及びその受給額を明らかにする書類（源泉徴収票など）
（認定請求が1月から6月のときは前々年の1月から12月までの、認定請求が7月から12月のときは前年の1月から12月までの年金等受給額がわかるもの。）
- (5) 課税・所得調査同意書（1月1日現在（認定請求が1月から6月のときは前年の1月1日現在）で他市町村に居住していたときは、当該市町村長の発行した課税・所得証明書。ただしマイナンバーの情報連携が可能であれば不要）
- (6) 手帳をお持ちの方は、身体障害者手帳等
- (7) 受給資格者名義の通帳
- (8) 個人番号がわかるもの

《所得制限表》

特別障がい者手当を受給される際の、ご本人・配偶者・扶養義務者の所得制限表です。前年の総所得（給与所得又は公的年金等に係る所得がある場合には、合計額から10万円を控除した額）から【表2】に掲げる控除額を差し引いた額が【表1】の額を超える場合、当該年の8月から1年間支給停止となります。

【表1 所得制限の限度額表】

扶養親族の数	受給者本人	配偶者及び扶養義務者
0 人	3,604,000円	6,287,000円
1 人	3,984,000円	6,536,000円
2 人	4,364,000円	6,749,000円
3 人	4,744,000円	6,962,000円
4 人	5,124,000円	7,175,000円
5 人	5,504,000円	7,388,000円
6 人	5,884,000円	7,601,000円

(注) 1 所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族又は特定扶養親族がある方についての限度額（所得ベース）は、上記の金額に次の額を加算した額です。

(1) 受給者本人の場合は、

① 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円

② 特定扶養親族1人につき25万円

(2) 配偶者及び扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）6万円

2 特別障がい者手当の受給者本人の所得算定において、公的年金等の所得額については、年齢が

65歳以上の者であっても65歳未満の場合の算定式を用います。

【表2 所得から控除される額】

控除の種類	本人控除額	配偶者・扶養義務者控除額	備 考
雑損	住民税控除額	住民税控除額	
医療費	住民税控除額	住民税控除額	
小規模共済	住民税控除額	住民税控除額	
配偶者特別	住民税控除額	住民税控除額	330,000円限度
社会保険料	住民税控除額	80,000円	
障がい者(本人)	なし	270,000円	
障がい者(扶養親族)	270,000円	270,000円	
特別障がい者(本人)	なし	400,000円	
特別障がい者(扶養義務者)	400,000円	400,000円	
寡婦	270,000円	270,000円	
ひとり親	350,000円	350,000円	
勤労学生	270,000円	270,000円	